

第141回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

| | |
|----------|---|
| 日時 | 平成29年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時) |
| 場所 | 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 本社 大会議室 |
| 決議 事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 |

招集ご通知がスマホでも！



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/6841/>



証券コード：6841

横河電機株式会社

目次

| | (頁) |
|-------------------------------------|-----|
| 第141回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 〔株主総会参考書類〕 | |
| 第1号議案 | 3 |
| 第2号議案 | 4 |
| 第3号議案 | 15 |
| 〔提供書面〕 | |
| 事業報告 | |
| 1. 企業集団の現況 | 19 |
| 2. 会社の現況 | 28 |
| 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 | 35 |
| 4. 会社の支配に関する基本方針 | 40 |
| 連結計算書類 | |
| 連結貸借対照表 | 42 |
| 連結損益計算書 | 43 |
| 連結計算書類に係る会計監査報告 | 44 |
| 計算書類 | |
| 貸借対照表 | 46 |
| 損益計算書 | 47 |
| 計算書類に係る会計監査報告 | 48 |
| 監査役会の監査報告 | 50 |

証券コード 6841
平成29年6月5日

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
横河電機株式会社
代表取締役社長 西島剛志

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、次頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 本社 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第141期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第141期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

52頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用の場合は、<http://www.it-soukai.com> にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を用いて、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

[重複行使の取扱い]

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。議決権の代理行使につきましては、当社定款の規定により、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られておりますので、ご了承ください。なお、代理人は1名に限らせていただくとともに、代理権を証明する書面を当社にご提出いただきますようお願いいたします。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yokogawa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yokogawa.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。

具体的には、業績及び資金の状況、中長期的な成長投資に向けた内部留保の確保及び財務体質の健全性を総合的に勘案しながら、連結配当性向30%を目標に配当水準の向上に努めることを、利益配分の基本方針としています。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たりの年間配当金は中間配当金12円50銭と合わせて、25円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき12円50銭
配当総額 3,340,098,587円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、当社が定める「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」に基づき、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の答申を参考にしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | | | |
|-------|-----------------------|--|----------|---------|----|
| 1 | かい ほり しゅう ぞう 海堀 周造 | 取締役 取締役会議長 | 再任 | | |
| 2 | にし じま たか し 西島 剛志 | 代表取締役社長 | 再任 | | |
| 3 | くろ す さとる 黒須 聡 | 取締役 専務執行役員 プレミアムソリューション&サービス事業本部長 | 再任 | | |
| 4 | な ら ひとし 奈良 寿 | 取締役 専務執行役員 日本・韓国代表 兼 横河ソリューションサービス(株) 代表取締役社長 | 再任 | | |
| 5 | なか はら まさ とし 中原 正俊 | 取締役 専務執行役員 IAシステム&サービス事業本部長 | 再任 | | |
| 6 | あな ぶき じゅん いち 穴吹 淳一 | 取締役 常務執行役員 経理財務本部長 | 再任 | | |
| 7 | うら の みつ ひと 浦野 光人 | 取締役 | 社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 再任 |
| 8 | う じ のり たか 宇治 則孝 | 取締役 | 社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 再任 |
| 9 | せき のぶ お 関 誠夫 | 取締役 | 社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 再任 |
| 10 | すが た し ろう 菅田 史朗 | 取締役 | 社外取締役候補者 | 独立役員候補者 | 再任 |

所有する
当社株式数

125,302株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 当社入社
 平成17年4月 執行役員 IA事業部長
 平成18年4月 常務執行役員 IA事業部長
 平成18年6月 取締役 常務執行役員 IA事業部長
 平成19年4月 代表取締役社長
 平成25年4月 代表取締役会長
 平成27年4月 取締役会長
 平成28年6月 取締役 取締役会議長 現在に至る

重要な兼職の状況

H O Y A株式会社 社外取締役
 一般社団法人経営倫理実践研究センター 理事長

| | |
|---------------------|----------------------|
| 取締役在任年数 (本総会終結時) | 取締役会出席状況 (平成28年度) |
| 11年 | 全15回中 15回 (100%) |

取締役候補者として選任する理由

海堀周造氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、取締役会議長として取締役会を適切に運営するとともに、コーポレートガバナンスの強化に努めています。こうしたことから、コーポレートガバナンスのより一層の充実に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

候補者番号
再任 1



かい ほり しゅう ぞう
海堀 周造
 生年月日 昭和23年1月31日

(注) 海堀周造氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

再任

2



にし じま たか し

西島 剛志

生年月日 昭和32年8月12日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 (株)北辰電機製作所(現 横河電機(株)) 入社
平成20年10月 執行役員 IA事業部プロダクト事業センター長
平成22年4月 横河メータ&インスツルメンツ(株) 代表取締役社長
平成23年6月 当社取締役 横河メータ&インスツルメンツ(株) 代表取締役社長
平成24年4月 取締役 常務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
平成25年4月 代表取締役社長 現在に至る

取締役在任年数

(本総会終結時)

6年

取締役会出席状況

(平成28年度)

全15回中 15回(100%)

取締役候補者として選任する理由

西島剛志氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っています。さらに、経営会議議長も務めており、経営の指揮も適切に行っています。こうしたことから、長期経営構想実現のリーダーとして適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

所有する
当社株式数

51,574株

(注) 西島剛志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

所有する
当社株式数

91,718株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年4月 当社入社
 平成18年4月 執行役員 IA事業部マーケティングセンター長
 平成19年4月 常務執行役員 IA事業部長
 平成21年4月 常務執行役員 グローバル営業本部長
 平成22年4月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長
 平成23年4月 当社常務執行役員 IAマーケティング本部長
 平成23年6月 取締役 常務執行役員 IAマーケティング本部長
 平成25年4月 取締役 専務執行役員 Yokogawa Electric International Pte. Ltd. 社長
 平成26年4月 取締役 専務執行役員 ソリューションサービス事業本部長
 Yokogawa Electric International Pte. Ltd. 社長
 平成27年4月 取締役 専務執行役員 ソリューションサービス事業本部長
 平成29年4月 取締役 専務執行役員 プレミアムソリューション&サービス
 事業本部長 現在に至る

取締役在任年数
(本総会最終時)

6年

取締役会出席状況
(平成28年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

黒須 聡氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、中期経営計画の中核を占めるソリューションビジネスを担当するプレミアムソリューション&サービス事業本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、ソリューションビジネス構築のリーダーとして適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

候補者番号

再任

3



くろ す さとる

黒須 聡

生年月日 昭和35年12月25日

(注) 黒須 聡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

再任

4



な ら ひ と し
奈良 寿

生年月日 昭和38年1月23日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年4月 当社入社
平成13年10月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 副社長
平成15年10月 Yokogawa (Thailand) Ltd. 社長
平成19年1月 当社ソリューション事業部 第1営業本部長
平成22年4月 常務執行役員 ソリューション営業本部長
平成23年6月 取締役 常務執行役員 ソリューション営業統括本部長
平成24年4月 取締役 常務執行役員 ソリューションサービス営業統括本部長
平成25年4月 取締役 横河ソリューションサービス(株) 代表取締役社長
平成29年4月 取締役 専務執行役員 日本・韓国代表 兼 横河ソリューションサービス(株) 代表取締役社長 現在に至る

取締役在任年数
(本総会終結時)

6年

取締役会出席状況
(平成28年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

奈良 寿氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、横河ソリューションサービス株式会社代表取締役社長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、広い業種にわたるソリューションビジネス開拓のリーダーとして適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

所有する
当社株式数

45,663株

(注) 奈良 寿氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

再任

5



なか ほら まさ とし

中原 正俊

生年月日 昭和33年12月14日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社
 平成19年4月 執行役員 IA事業部システム事業センター長
 平成23年4月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長
 平成25年4月 当社常務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
 平成26年6月 取締役 常務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
 平成28年4月 取締役 専務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長
 平成29年4月 取締役 専務執行役員 IAシステム&サービス事業本部長
 現在に至る

取締役在任年数
 (本総会最終時)

3年

取締役会出席状況
 (平成28年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

中原正俊氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、IAシステム&サービス事業本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

所有する
 当社株式数

54,887株

(注) 中原正俊氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

再任

6



あな ぶき じゆん いち

穴吹 淳一

生年月日 昭和38年3月18日

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年4月 (株)福徳相互銀行入行
平成4年3月 当社入社
平成17年1月 財務部長
平成23年4月 執行役員 経理財務本部長
平成26年6月 取締役 執行役員 経理財務本部長
平成28年4月 取締役 常務執行役員 経理財務本部長 現在に至る

取締役在任年数

(本総会終結時)

3年

取締役会出席状況

(平成28年度)

全15回中 15回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

穴吹淳一氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。さらに、経理財務本部長として業務遂行も適切に行っています。こうしたことから、持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

所有する
当社株式数

43,916株

(注) 穴吹淳一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

所有する
当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4月 日本冷蔵(株) (現 (株)ニチレイ) 入社
平成11年 6月 同社 取締役
平成13年 6月 同社 代表取締役社長
平成19年 6月 同社 代表取締役会長
平成23年 6月 当社取締役 現在に至る
平成25年 6月 (株)ニチレイ 相談役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ニチレイ 相談役
株式会社りそなホールディングス 社外取締役
H O Y A株式会社 社外取締役
株式会社日立物流 社外取締役
一般社団法人アグリフューチャージャパン 理事長
一般社団法人日本経営協会 会長
公益財団法人産業教育振興中央会 会長

取締役在任年数

(本総会最終時)

6年

取締役会出席状況

(平成28年度)

全15回中 15回 (100%)

社外取締役候補者として選任する理由

浦野光人氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験並びにコーポレートガバナンスに関する知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

独立役員について

浦野光人氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

候補者番号

再任

7



うらの みつと
浦野 光人

生年月日 昭和23年 3月20日

社外取締役候補者

独立役員候補者

- (注) 1. 浦野光人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浦野光人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、浦野光人氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号

再任

8



うじのりたか
宇治 則孝

生年月日 昭和24年3月27日

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話㈱）入社
平成11年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ 取締役 新世代情報サービス事業本部長
平成12年9月 同社 取締役 経営企画部長
平成15年6月 同社 常務取締役 法人システム事業本部長 法人ビジネス事業本部長兼務
平成17年6月 同社 代表取締役常務執行役員
平成19年6月 日本電信電話㈱ 代表取締役副社長
平成24年6月 同社 顧問 現在に至る
平成26年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

日本電信電話株式会社 顧問
第一三共株式会社 社外取締役
公益社団法人企業情報化協会 会長
一般社団法人日本テレワーク協会 会長

取締役在任年数

（本総会終結時）

3年

取締役会出席状況

（平成28年度）

全15回中 15回（100%）

社外取締役候補者として選任する理由

宇治則孝氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と技術開発、情報通信分野に関する豊富な経験と深い知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

独立役員について

宇治則孝氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する
当社株式数

0株

- (注) 1. 宇治則孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宇治則孝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、宇治則孝氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

所有する
当社株式数

1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年4月 千代田化工建設(株) 入社
 平成4年4月 米国千代田インターナショナル・コーポレーション 副社長
 平成9年6月 千代田化工建設(株) 取締役
 平成10年6月 同社 常務取締役
 平成12年8月 同社 代表取締役専務
 平成13年4月 同社 代表取締役社長
 平成19年4月 同社 取締役会長
 平成21年4月 同社 相談役
 平成24年7月 同社 顧問
 平成27年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

帝人株式会社 社外取締役
 亀田製菓株式会社 社外取締役
 株式会社ウェザーニューズ 社外取締役

取締役在任年数

(本総会終結時)

2年

取締役会出席状況

(平成28年度)

全15回中 15回 (100%)

社外取締役候補者として選任する理由

関 誠夫氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識とエネルギー産業を中心とするエンジニアリング・ビジネスに関する豊富な経験と深いグローバルビジネスの知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

独立役員について

関 誠夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

候補者番号

再任

9



せきのぶお

関 誠夫

生年月日 昭和19年9月21日

社外取締役候補者

独立役員候補者

- (注) 1. 関 誠夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 関 誠夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 責任限定契約について

当社は、関 誠夫氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

候補者番号

再任

10



すが た し ろう

菅田 史朗

生年月日 昭和24年11月17日

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和47年4月 ウシオ電機(株) 入社
平成5年1月 BLV Licht- und Vakuumtechnik GmbH 社長
平成12年6月 ウシオ電機(株) 取締役 上席執行役員
平成13年4月 同社 取締役 ランプ第二事業部長
平成15年4月 同社 取締役 ランプカンパニープレジデント
平成16年4月 同社 取締役 専務執行役員
平成16年6月 同社 代表取締役 専務執行役員
平成17年3月 同社 代表取締役社長
平成26年10月 同社 取締役相談役
平成28年6月 同社 相談役 現在に至る
当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

ウシオ電機株式会社 相談役
J S R株式会社 社外取締役

取締役在任年数

(本総会終結時)

1年

取締役会出席状況

(平成28年度)

全11回中 11回 (100%)
(平成28年6月23日就任後)

社外取締役候補者として選任する理由

菅田史朗氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と産業用機器製品の開発、マーケティングに関する豊かな経験と深いグローバルビジネスの知見を当社の経営に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

独立役員について

菅田史朗氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する
当社株式数

0株

- (注) 1. 菅田史朗氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菅田史朗氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、菅田史朗氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 牧野 清氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査機能の強化及びガバナンスの向上を図るため、社外監査役を1名増員し、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の選定にあたっては、当社が定める「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」に基づき、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の答申を参考にしております。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | |
|-------|----------------------------|----------------|---------------------------|
| 1 | まえ むら こう じ 前村 幸司 | 経営管理本部 | 新任 |
| 2 | たか やま やす こ 高山 靖子 | | 社外監査役候補者 独立役員候補者 新任 |

候補者番号
新任 1



まえ むら こう じ
前村 幸司

生年月日 昭和31年5月21日

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 当社入社
 平成11年10月 経営品質革新室長
 平成15年4月 経営管理本部 人財総務センター長
 平成18年4月 国際チャート(株) 取締役 専務執行役員 FC統括本部長
 平成19年10月 横河デジタルコンピュータ(株) 取締役 管理本部長
 平成21年1月 当社経営改革本部
 平成22年4月 人財本部 本部室長
 平成23年4月 執行役員 マーケティング本部長
 平成27年4月 執行役員 人財本部長
 平成29年4月 経営管理本部 現在に至る

監査役候補者として選任する理由

前村幸司氏は、当社グループの組織及び事業を熟知しており、さらには当社グループの経営改革を主導した経験も有しています。その知識と経験を当社の監査に反映させることが適切であると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

所有する
当社株式数

31,311株

(注) 前村幸司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

新任

2



たか やま やす こ

高山 靖子

生年月日 昭和33年3月8日

社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 (株)資生堂 入社
平成17年4月 同社 お客さまセンターWeb推進室長
平成18年4月 同社 お客さまセンター所長
平成20年10月 同社 コンシューマーリレーション部長
平成21年4月 同社 お客さま・社会リレーション部長
平成22年4月 同社 CSR部長
平成23年6月 同社 常勤監査役
平成27年6月 同社 顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社資生堂 顧問
株式会社千葉銀行 社外取締役
日本曹達株式会社 社外取締役
三菱商事株式会社 社外監査役

社外監査役候補者として選任する理由

高山靖子氏は、大手コンシューマービジネスの会社におけるCSR担当をはじめとした幅広い実務経験と常勤監査役としての経験、さらに、様々な企業での社外役員としての豊かな経験を有しており、その経験を当社の監査に反映させることが適切であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続」については17頁をご参照ください。

独立役員について

高山靖子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については18頁をご参照ください。

所有する
当社株式数

0株

- (注) 1. 高山靖子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高山靖子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、高山靖子氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

以上

【ご参考】

取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針と手続

①取締役・監査役候補者及び執行役員選定の方針

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしています。

その前提のもとで、取締役・監査役候補者については、コーポレートガバナンスの向上に資する人財であることに加え、それぞれ下記の要件を満たす人財を選定しています。

■取締役候補者

- ・当社グループの事業に精通し、適切な業務執行及び実効性の高い経営の監督に資する人財
- ・中長期の当社の企業価値向上を狙った経営戦略策定に求められる経験・知見を持ち、的確な経営の判断及び実効性の高い経営の監督に資する人財

■監査役候補者

- ・当社グループの事業に精通し、当社及びグループ会社の適切な経営の監査に資する人財
- ・経営者としての豊富な経験を有する、または経理財務、法務、企業経営等の知見を有し適切な経営の監査に資する人財

なお、執行役員については、各ポジションに求められる期待役割に照らし、十分な経験・知識等を有しているか、経営陣として相応しい意思と姿勢を有しているかを確認したうえで選定しています。

②取締役・監査役候補者及び執行役員選定の手続

当社は、取締役候補者、監査役候補者及び執行役員の選定の客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成される任意の諮問機関「指名諮問委員会」を設置しています。

取締役候補者及び執行役員の選定については、指名諮問委員会で定められた選任基準、手続に基づく審議を経た答申をもとに、取締役会で決議しています。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会で定められた選任基準、手続に基づく審議を経た答申について、監査役会の同意を得たうえで取締役会で決議しています。

以上

【ご参考】

社外役員の独立性に関する基準

当社は、監査役会設置会社として取締役会及び監査役会を充実させるために現経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役を招聘していますが、社外役員選任における透明性を高めるため、平成27年3月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しました。

記

当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間ににおいてそうであった者（注1）
- ② 当社の現在の主要株主（議決権割合10%以上）または最近5年間ににおいてそうであった者（注2）
- ③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- ④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者
- ⑤ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
- ⑥ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑦ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近3年間ににおいてそうであった者（注3）
- ⑧ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近3年間ににおいてそうであった者（注4）
- ⑨ 上記⑧に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
- ⑩ 上記⑧に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注5）
- ⑪ 上記①から⑩（⑤を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族）
- ⑫ 独立役員としての通算の在任期間が8年を超える者

以上

- 注1：業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。
- 注2：当社の現在または最近5年間ににおいての主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。
- 注3：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものを含む）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。
- 注4：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近3年間ににおいてそうであった者（現在退職している者を含む）。
- 注5：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

(提供書面)

事業報告

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における、当社グループに関連する市場の認識は以下のとおりです。

世界経済が緩やかな回復傾向を辿る中で、原油価格は底を打ち、その需給バランスにも改善がみられつつあるものの、エネルギーや素材関連市場においては、引き続き資源開発関連投資の遅延や停止などの動きが広範にみられる厳しい市場環境が継続しました。この間、日本をはじめとする資源輸入国では、原燃料コストの低下の恩恵を受ける企業部門などによる投資は比較的堅調な一方、その他の業種では先行き不透明感からの慎重な投資姿勢がみられ、市場全体としては力強さに欠ける動きとなりました。

このように全体として厳しい事業環境が継続する中で、当社グループは中期経営計画“Transformation 2017”(以下「TF2017」)に基づき、4月に買収した英国KBC Advanced Technologies plc(以下「KBC社」)との統合作業(PMI: Post Merger Integration)への注力をはじめ、「新しい価値づくり」に向けた積極的な事業活動を展開するとともに、コスト削減など「高効率グローバル企業に向けた変革の加速」に努めました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、円高の影響及び主として海外での資源開発関連投資の抑制などの影響を受け、前期比で減収減益となりました。売上高は、日本では底堅い伸びを示したものの、円高の影響及び海外での減収により、前期比で222億98百万円減少しました。営業利益は、コストの削減に努めたものの、円高の影響や減収要因に加え、KBC社等買収に伴う一時費用やのれん償却費の増加などにより、前期比で80億31百万円減少しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、主に営業利益の減少を映じて、前期比で44億4百万円減少しました。

<連結>

| | | | | | | |
|------------|---|---|-------------|------|--------|-------------|
| 売 | 上 | 高 | 3,914億33百万円 | (前期比 | △5.4% | 222億98百万円減) |
| 営 | 業 | 利 | 316億8百万円 | (前期比 | △20.3% | 80億31百万円減) |
| 経 | 常 | 利 | 330億14百万円 | (前期比 | △18.9% | 76億99百万円減) |
| 親会社株主に帰属する | 当 | 期 | 257億59百万円 | (前期比 | △14.6% | 44億4百万円減) |

セグメント別の概況は以下のとおりです。

制御事業

制御事業の売上高は、日本ではプラント設備関連の更新及び運用・保守サービス需要の増加に加え、課題解決型ビジネスへの取り組みなどを背景に総じて底堅く推移したものの、海外は円高の影響に加え、資源開発関連投資の低迷などを受けて、全体では前期比で186億76百万円減少し3,480億47百万円となりました。また、営業利益は、円高や売上高の減少に加えて、KBC社買収に伴う一時費用やのれん償却費の増加等の影響により、前期比で60億49百万円減少し306億36百万円となりました。

計測事業

計測事業は主に円高の影響等により、売上高は前期比で11億29百万円減少し222億42百万円となり、営業利益は前期比で14億91百万円減少し8億98百万円となりました。

航機その他事業

航機その他事業は、主に航海ビジネスの市況悪化の影響を受け、売上高は前期比で24億93百万円減少し211億44百万円となり、営業利益は前期比で4億90百万円減少し73百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は141億68百万円となり、前期と比較し12億8百万円減少しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などをもって充当しました。

(2) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

〔企業理念〕

「YOKOGAWAは計測と制御と情報をテーマにより豊かな人間社会の実現に貢献するYOKOGAWA人は良き市民であり勇気をもった開拓者であれ」を企業理念として掲げ、この実現を目指します。

当社グループは、グループ全体に適用される企業理念とYOKOGAWAグループ企業行動規範を定め、すべてのステークホルダーとの適切な関係を持ち、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。また、「企業は社会の公器である」との考えのもと、健全で持続的な成長により、株主、お客様、取引先、社会、社員等すべてのステークホルダーからの信頼に添えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけます。

当社グループは、企業価値の最大化を実現するためには、コンプライアンスの徹底、リスクの適切な管理、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話のための情報開示等が重要と考えます。

当社グループは、こうした考え方からコーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む基本方針として「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。

当社グループのコーポレートガバナンスについての詳細は、当社ウェブサイト
<http://www.yokogawa.co.jp/cp/ir/governance/index.htm> をご参照ください。

② 中長期的な経営戦略

当社グループは、平成27年度(2015年度)に10年後の「ありたい姿」とその実現に向けた考え方を長期経営構想として策定しています。長期経営構想ではYOKOGAWAが目指す方向性を表現する「ビジョン・ステートメント」、その実現を支えるYOKOGAWAの強みを示す「コアコンピタンス」、「注力すべき事業領域」を定めています。

ビジョン・ステートメントである、「YOKOGAWAは“Process Co-Innovation”(*)を通じて、お客様と共に明日をひらく新しい価値を創造します。」の実現に向けて、成長基盤を整備するとともに、Process Co-Innovationを深化させることで、長期的な成長発展を目指していきます。

さらに、当社グループは、「Co-innovating tomorrow」をコーポレート・ブランド・スローガンとして掲げ、ビジネスや社会における情報やモノの流れを最適化、効率化し、お客様と社会全体の課題解決に取り組んでいきます。

また、引き続き制御事業については、グローバルNo.1カンパニーを目指していきます。

(*) Process Co-Innovation

YOKOGAWAがこれまで培ってきた計測・制御・情報の技術を結集したオートメーションの将来像です。

これはプロセスの最適化を生産工程にとどめることなく、企業内のバリューチェーンや企業間のサプライチェーンなど、あらゆる情報やモノの流れへと拡大し、お客様と共に新しい価値を創造するYOKOGAWAのソリューション全般を表しています。

この長期経営構想の実現に向けて、当社グループは現在、平成27年度(2015年度)を開始年度とする中期経営計画TF2017の中で、「お客様フォーカス」、「新しい価値づくり」、「高効率グローバル企業」の3点に重点的に取り組み、事業構造の変革に注力しています。また、TF2017での3年間は、長期経営構想実現に向けた「成長基盤の整備期間」と位置づけています。そして将来のさらなる成長のため、「収益性向上」に重点を置き、TF2017の最終年度である平成29年度(2017年度)には、株主資本利益率(ROE)11%以上、1株当たり当期純利益(EPS)100円以上の達成等を経営目標に掲げ取り組んでいます。(当年度実績：ROE 10.4%、EPS 96.44円)

「中期経営計画“Transformation 2017”(略称：TF2017)」についての詳細は、当社ウェブサイト <http://www.yokogawa.co.jp/cp/corporate/cp-corp-mtbp.htm> をご参照ください。

また、平成29年度(2017年度)も「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を実現するために、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでいきます。

③ 経営環境と目標とする経営指標

当社グループを取り巻く事業環境は、主要市場であるエネルギーや素材関連市場において、資源開発関連投資の遅延や停止などの動きが広範にみられるなど、中期経営計画TF2017策定時の想定を超える厳しい市場環境にあります。そうした中で、海外景気の緩やかな回復を背景とした原油の需給バランスの改善などを受けて、お客様の一部には慎重な投資姿勢から前向きな変化を示す動きがみられ始めています。

平成29年度(2017年度)は、売上高、営業利益等は前期比で増加する見通しですが、この厳しい市場環境においてTF2017で掲げた当初の経営目標すべてを達成することは極めて困難な状況となりました。このような状況の中、TF2017の最終年度である平成29年度(2017年度)の目標とする経営指標は、売上高、営業利益の数値目標を下方修正、株主資本利益率(ROE)は10.1%、1株当たり当期純利益(EPS)は101円としました。

④ 会社の対処すべき課題

お客様の投資動向など大きく変化する市場構造の中で、受注・売上の拡大のために、買収したKBC社の効果に加え、当社グループが蓄積してきた課題解決能力を最大限活用していくとともに日本市場での業種拡大と成功事例の海外展開、グローバル市場での化学業種への営業活動の強化などを図ります。

また、現在の厳しい市場環境において、競争環境の激化に伴い価格低下圧力が強まる中で、生産やエンジニアリングコストの改善、販管費の削減等の収益性改善策をさらに推し進め、「高効率グローバル企業」への変革を目指します。

さらに、「成長投資の原資は収益性改善により捻出すること」を基本原則に、将来への飛躍的な成長の実現に向けた事業開拓、事業開発のための戦略投資を実行し、「新しい価値づくり」への変革の取り組みを強化していきます。具体的には、高度ソリューションビジネスの加速に向けた投資、IIoTプラットフォームの構築、Co-innovation活動の展開、制御事業の製品販売の拡大、事業戦略を支える情報投資等の最優先事項に集中してリソースを配分し、持続的成長に向けた基盤づくりを目指します。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 | 分 | 平成25年度 第138期 | 平成26年度 第139期 | 平成27年度 第140期 | 平成28年度 第141期(当期) | |
|-----------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|---------|
| 受 | 注 | 高 | 405,982 | 417,089 | 421,103 | 390,660 |
| 売 | 上 | 高 | 388,463 | 405,792 | 413,732 | 391,433 |
| 営 | 業 | 利 | 25,893 | 29,818 | 39,639 | 31,608 |
| 経 | 常 | 利 | 25,679 | 33,366 | 40,714 | 33,014 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 12,341 | 17,223 | 30,164 | 25,759 | |
| 1株当たり当期純利益 | | 47円92銭 | 66円88銭 | 114円3銭 | 96円44銭 | |
| 総 | | 資 | 398,920 | 439,957 | 413,061 | 440,498 |
| 純 | | 資 | 192,106 | 221,976 | 246,895 | 262,515 |

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 | 分 | 平成25年度 第138期 | 平成26年度 第139期 | 平成27年度 第140期 | 平成28年度 第141期(当期) | |
|------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|---------|
| 受 | 注 | 高 | 98,278 | 103,145 | 109,625 | 96,672 |
| 売 | 上 | 高 | 99,366 | 101,986 | 106,341 | 97,683 |
| 営 | 業 | 利 | △6,593 | △7,817 | △2,228 | △5,916 |
| 経 | 常 | 利 | 8,922 | 11,535 | 25,016 | 14,459 |
| 当期純利益 | | 6,216 | 5,168 | 26,531 | 16,202 | |
| 1株当たり当期純利益 | | 24円14銭 | 20円7銭 | 100円29銭 | 60円66銭 | |
| 総 | | 資 | 234,647 | 245,369 | 224,886 | 249,793 |
| 純 | | 資 | 124,137 | 132,842 | 162,666 | 173,353 |

(注) 平成28年度(第141期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、平成27年度(第140期)に関する数値についてはその内容が反映されております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社出資比率 | 主な事業内容 |
|---|------------------|--------|----------------------------|
| 横河マニュファクチャリング株式会社 | 5,010百万円 | 100.0% | 制御・計測機器の製造 |
| Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd. | 31,020千シンガポールドル | 100.0% | 制御・航機その他の製造 |
| 横河電機（蘇州）有限公司 | 4,000百万円 | 100.0% | 制御機器の製造 |
| 韓国横河エレクトロニクス・マニファクチャリング株式会社 | 1,744百万ウォン | 100.0% | 制御・計測機器の製造 |
| 横河ソリューションサービス株式会社 | 3,000百万円 | 100.0% | 制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス |
| Yokogawa Europe B.V. | 17,725千ユーロ | 100.0% | 制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス |
| Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c) | 2,481千バーレーンディナール | 100.0% | 制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス |
| Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. | 29,000千シンガポールドル | 100.0% | 制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス |
| Yokogawa Corporation of America (注1) | 1千米ドル | 100.0% | 制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス |
| 横河電機（中国）有限公司 | 119百万人民元 | 100.0% | 制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス |
| 横河メータ&インスツルメンツ株式会社 (注2) | 90百万円 | 100.0% | 計測機器の販売、保守サービス |
| 横河電子機器株式会社 | 300百万円 | 100.0% | 防衛関連機器、航海・海洋関連機器の製造、販売 |

- (注) 1. Yokogawa Corporation of America には、資本金1千米ドルの他に、122,729千米ドルを資本準備金として出資しています。
 2. 横河メータ&インスツルメンツ株式会社は、平成29年10月1日に社名を「横河計測株式会社」に変更する予定です。
 3. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

| 事業区分 | 主要なソリューション・製品 |
|---------|---|
| 制御事業 | プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション、生産性向上のための各種ソフトウェア、生産制御システム、流量計、差圧・圧力伝送器、プロセス分析計、プログラマブルコントローラ、工業用記録計 等 |
| 計測事業 | 波形測定器、光通信関連測定器、信号発生器、電力・温度・圧力測定器、共焦点スキャナ 等 |
| 航機その他事業 | 航空機用計器、航海関連機器、気象・水文計測器 等 |

(6) 主要拠点等（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社： 東京都武蔵野市
 事業所： 小峰事業所（東京都あきる野市）
 甲府事業所（山梨県甲府市）
 金沢事業所（石川県金沢市）

② 子会社

生産拠点： 横河マニュファクチャリング株式会社
 甲府事業所（山梨県甲府市）
 小峰事業所（東京都あきる野市）
 Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
 横河電機(蘇州)有限公司（中国）
 韓国横河エレクトロニクス・マニュファクチャリング株式会社（韓国）

販売拠点： 横河ソリューションサービス株式会社
 本社（東京都武蔵野市）
 関西支社（大阪府大阪市）
 中部支社（愛知県名古屋市）
 横河メータ&インスツルメンツ株式会社（東京都武蔵野市）
 横河電子機器株式会社（東京都渋谷区）
 Yokogawa Europe B.V.（オランダ）
 Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)（バーレーン）
 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
 Yokogawa Corporation of America（米国）
 横河電機(中国)有限公司（中国）

(7) 企業集団の従業員の状況（平成29年3月31日現在）

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|---------|-------------|
| 制御事業 | 16,751名 | 27名増 |
| 計測事業 | 802名 | 320名減 |
| 航機その他事業 | 776名 | 24名減 |
| 合計 | 18,329名 | 317名減 |

(注) 従業員数は就業人員を記載しています。なお、契約社員、派遣社員などは含まれていません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|-------|
| シンジケートローン | 344億円 |

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする協調融資によるものです。
 2. 当社は、総額450億円のコミットメントライン契約を締結しています。
 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年4月7日に、KBC Advanced Technologies plc（本社：英国ウォルトン・オン・テムズ（サリー州）、CEO：Andrew Howell）の全株式を取得し、同社を完全子会社化しました（現商号：KBC Advanced Technologies Limited）。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 発行可能株式総数 | 600,000千株 |
| ② 発行済株式の総数 | 268,624千株 |
| ③ 株主数 | 17,718名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|--------|---------|
| | 千株 | % |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 32,181 | 12.0 |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 15,960 | 6.0 |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 | 15,697 | 5.9 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 13,484 | 5.0 |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ） | 11,536 | 4.3 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 11,261 | 4.2 |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3 | 7,479 | 2.8 |
| 横 河 電 機 持 株 会 | 6,616 | 2.5 |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 5 ） | 3,983 | 1.5 |
| 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 証 券 投 資 信 託 口 ） | 3,785 | 1.4 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,416千株保有しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|---------|---|
| 取 締 役 | 海 堀 周 造 | 取締役会議長 HOYA株式会社 社外取締役 一般社団法人経営倫理実践研究センター 理事長 |
| 代表取締役社長 | 西 島 剛 志 | |
| 取 締 役 | 黒 須 聡 | 専務執行役員 ソリューションサービス事業本部長 |
| 取 締 役 | 奈 良 寿 | 横河ソリューションサービス株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 中 原 正 俊 | 専務執行役員 IAプラットフォーム事業本部長 |
| 取 締 役 | 穴 吹 淳 一 | 常務執行役員 経理財務本部長 |
| 取 締 役 | 浦 野 光 人 | 株式会社ニチレイ 相談役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役 HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役 一般社団法人アグリフューチャージャパン 理事長 一般社団法人日本経営協会 会長 公益財団法人産業教育振興中央会 会長 |
| 取 締 役 | 宇 治 則 孝 | 日本電信電話株式会社 顧問 第一三共株式会社 社外取締役 公益社団法人企業情報化協会 会長 一般社団法人日本テレワーク協会 会長 |
| 取 締 役 | 関 誠 夫 | 帝人株式会社 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役 株式会社ウェザーニューズ 社外取締役 |
| 取 締 役 | 菅 田 史 朗 | ウシオ電機株式会社 相談役 J S R株式会社 社外取締役 公益社団法人経済同友会 副代表幹事 |
| 常 勤 監 査 役 | 牧 野 清 | |
| 常 勤 監 査 役 | 中 條 孝 一 | |
| 監 査 役 | 穴 戸 善 一 | 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 穴戸善一法律事務所 弁護士 |
| 監 査 役 | 山 下 泉 | 株式会社イオン銀行 社外取締役 住友林業株式会社 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏、関 誠夫氏及び菅田史朗氏は、社外取締役です。
2. 監査役 穴戸善一氏及び山下 泉氏は、社外監査役です。
3. 監査役 山下 泉氏は、日本銀行、アクセンチュア株式会社、日本郵政公社及び株式会社かんぽ生命保険において、長年にわたり金融関係の業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏、関 誠夫氏及び菅田史朗氏並びに監査役 穴戸善一氏及び山下 泉氏は、高い独立性を有しており、一般株主との利益相反のおそれがないことから、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
6. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりです。

| 氏 名 | 異 動 前 | 異 動 後 | 異動年月日 |
|---------|-------|-------|------------|
| 海 堀 周 造 | 取締役会長 | 取締役 | 平成28年6月23日 |

7. 平成29年4月1日付の組織変更等に伴い、次のとおり取締役の地位、担当及び重要な兼職に変更がありました。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 黒 須 聡 | 専務執行役員 プレミアムソリューション&サービス事業本部長 |
| 取 締 役 | 奈 良 寿 | 専務執行役員 日本・韓国代表 兼 横河ソリューションサービス株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 中 原 正 俊 | 専務執行役員 I Aシステム&サービス事業本部長 |

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名 | 退 任 日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|-------------------------------------|
| 小 柳 敬 史 | 平成28年6月23日 | 任期満了 | 常勤監査役 |
| 麻 崎 秀 人 | 平成28年6月23日 | 任期満了 | 社外監査役 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役会長 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 浦野光人氏、宇治則孝氏、関 誠夫氏及び菅田史朗氏並びに監査役 穴戸善一氏及び山下 泉氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

i 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要な事項と位置づけており、取締役の報酬等については、その決定の客観性及び透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成される任意の諮問機関「報酬諮問委員会」を設置し、同委員会の審議を経た答申内容をもとに決定しています。

【役員報酬制度の基本的な考え方】

- (a) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること
- (b) 中長期経営戦略を反映した制度であり、中長期経営目標達成を強く動機づけるものであること
- (c) 短期志向への偏重を抑制する制度であること
- (d) 優秀な人財を確保・維持できる制度と金額であること
- (e) ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えた制度であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬（年次インセンティブと中長期インセンティブ）で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえて設定しています。業績連動報酬のうち、年次インセンティブは、単年度の全社業績評価と個人業績評価に基づき算定し支給します。また、中長期インセンティブは、当社普通株式を活用した譲渡制限付株式報酬として、当社の中期経営計画と連動し、中期経営計画初年度において達成期間（原則として3年）に相応した当社普通株式を一括支給することになります。

平成28年9月に譲渡制限付株式報酬として、総額3億46百万円の自己株式を付与しており、平成30年3月期の業績目標の達成度合いに応じて、平成30年7月の譲渡制限期間経過後に付与した自己株式の譲渡制限を解除することとしています。

なお、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象としています。これは、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみ支給するという考え方であり、同様に非業務執行の取締役についても固定報酬のみの支給としています。また、役員退職慰労金制度については、平成16年6月25日開催の第128回定時株主総会の日をもって廃止しました。

ii 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|---------------------|-------------|--------------------|
| 取 締 役 (うち 社外取締役) | 10名 (4名) | 2億31百万円 (44百万円) |
| 監 査 役 (うち 社外監査役) | 6名 (3名) | 80百万円 (25百万円) |
| 合 計 (うち 社外役員) | 16名 (7名) | 3億12百万円 (69百万円) |

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役2名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第140回定時株主総会において1事業年度あたり16億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第128回定時株主総会において1事業年度あたり1億5000万円以内と決議いただいています。

⑤ 社外役員に関する事項

- i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
上記①取締役及び監査役の状況に記載のとおりです。
- ii 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | 地位 | 主な活動状況 | |
|-------------|-------|--|---|
| 浦野光人 | 社外取締役 | 取締役会出席状況 15回／15回中 | 必要に応じ、主に経営者としての高い見識と豊富な経験から発言を行っています。 |
| 宇治則孝 | 社外取締役 | 取締役会出席状況 15回／15回中 | 必要に応じ、主に経営者としての高い見識と技術開発、情報通信分野に関する深い知見から発言を行っています。 |
| 関誠夫 | 社外取締役 | 取締役会出席状況 15回／15回中 | 必要に応じ、主に経営者としての高い見識とエネルギー関連設備の制御に関する深い知見から発言を行っています。 |
| 菅田史朗 (注) | 社外取締役 | 取締役会出席状況 11回／11回中 | 必要に応じ、主に経営者としての高い見識と産業用光源をはじめとした光応用製品及び産業機械に関する深い知見から発言を行っています。 |
| 宍戸善一 | 社外監査役 | 取締役会出席状況 15回／15回中 監査役会出席状況 23回／23回中 | 必要に応じ、主に経営法務、コーポレートガバナンスに関する専門的な知識と幅広い研究活動に基づく高い見識から発言を行っています。 |
| 山下泉 | 社外監査役 | 取締役会出席状況 15回／15回中 監査役会出席状況 23回／23回中 | 必要に応じ、経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識から発言を行っています。 |

(注) 取締役 菅田史朗氏については、平成28年6月23日の就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しています。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|--|----------|
| 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 | 95百万円 |
| 当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額 | 1 億49百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会社法第340条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制として、以下のとおり、「YOKOGAWAグループ内部統制システム」を整備しています。

- ① 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンスの基本原則を、『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めています。当社の取締役並びにグループ各社の取締役及びこれに相当する者（以下「取締役等」という。）は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたっています。
 - ・ グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理担当部署を設置しています。
 - ・ 取締役会における意思決定は、『取締役会規程』『意思決定規程』に基づいて行っています。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、業務執行に関する監督責任を負っています。社外監査役を含む監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施しています。
 - ・ グループ各社の取締役会及びこれに相当する意思決定機関における意思決定は、当社の規程に準じてグループ各社において策定された規程に基づき行われています。グループ各社は、当社による監査役監査の対象とされており、定期的な往査も行われています。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 『取締役会規程』『伝達ならびに文書管理規程』『文書管理規則』に基づき、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を定めています。
 - ・ 『秘密情報管理規程』『インサイダー取引防止に関する規程』に基づき、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を定めています。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求めています。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理担当部署が、グループ各社のリスクを抽出・分析し、改善を提言するとともに、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・ 危機事象に対する対応を、『危機管理規程』として定めています。代表取締役社長が危機管理委員長として、グループにおいて危機事象が発生した時の情報伝達と指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図ります。

- ④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 『取締役会規程』『意思決定規程』に基づき、取締役会における審議の充実と、経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図っています。
 - ・ 全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューしています。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開しています。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを展開しています。また、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努めています。
 - ・ 取締役会の実効性強化を支えるため、取締役会室を設置し、専任者を含む人員を置いています。
- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定めています。この中で、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを定めています。
 - ・ 代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えるとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を展開しています。
 - ・ グループで業務に従事する者には、コンプライアンス違反行為、または違反の恐れがあると疑われる行為を認識した場合に、内部通報義務があることを『内部通報・相談規則』として定めています。また、そのための内部通報窓口を設置しています。
 - ・ コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理担当部署がモニタリングを実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、関係会社管理規程等に基づき、グループ各社に対し、当社取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に基づき、グループ各社の、それぞれの機能、体制に応じた最適な内部統制システムの整備等に関する指導・管理を行います。グループ各社は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対して、自らの取締役等の職務の執行に係る事項を当社に対して適時・適切に報告しています。
 - ・ 『企業倫理システム』、『意思決定システム』、『業務マネジメントシステム』、『危機管理システム』、及び、『監査役監査の環境整備』からなる展開システムごとに責任部署を定め、グループを横断する規程を定めています。各システムの責任者は、システムの監査機能を有し、グループ各社のシステムが実効性・効率性を確保（維持改善）するよう活動します。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告しています。

- ・ 特に、財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』を定め、グループ各社の経理業務を統制しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況に対する評価と開示の体制を整備しています。
 - ・ 「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の有効性に関する内部監査は、『グループ経営監査規程』に基づき、内部監査担当部署が実施し、重要な事項は、取締役会及び監査役に報告しています。
 - ・ 監査役は、グループ会社における重要事項の決定について、直接または当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができることとしています。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役室を設置し、専任者を含む人員を置いています。
- ⑧ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求めています。
 - ・ 監査役室の人員に関する人事評価は、取締役会が指名する監査役が行うこととしています。
- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人等は、以下に定める事項を監査役に報告することとしています。
 - (a) 法令・定款違反に関する事項
 - (b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (c) 会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事項
 - (d) 意思決定に関する重要な事項
 - (e) 経営状況に関する重要な事項
 - (f) 内部通報制度による通報状況に関する事項
 - (g) その他、コンプライアンスに関する重要な事項
- ⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査費用その他当社の監査役職務の執行について生ずる費用については、監査の実効性を担保するべく適切な金額を当社の予算に計上しています。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会議長、代表取締役社長、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署、会計監査人との定期的な意見交換の場を提供しています。また、取締役、重要な使用人からヒアリングを実施できる機会と環境を提供しています。
- ・ 必要に応じて、外部の専門家を任用することができることとしています。現在、監査役会として弁護士と顧問契約を締結しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制に基づき実施した、当事業年度における「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役会室の設置

- ・ 取締役の活動及び取締役会の機能強化を支援すること等を目的に、平成28年(2016年)4月に取締役会室を設置し、専任者2名を配置しました。平成28年度(2016年度)は、譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する支援や、取締役会改善活動のPDCAサイクル確立・実行に関する支援などを行いました。

② 取締役会の自己評価による取締役会評価の実施

- ・ 取締役会の実効性について分析・評価を行い、今後の取締役の職務の一層の適正化や効率の向上を図るため、取締役会の自己評価による取締役会評価を実施しました。

③ コンプライアンス活動の展開

- ・ 「不正をしない風土」と「不正をさせない仕組み」の構築のために、職場に密着したコンプライアンス推進体制をグローバルに整備しています。国内では職場の相談役でもあるコンプライアンス推進者、海外ではコンプライアンスマネージャーがコンプライアンス意識の浸透・定着に向けた推進活動を展開しています。また、各組織のコンプライアンス事務局及びコンプライアンス推進者、コンプライアンスマネージャーの代表者に定期開催の「コンプライアンス委員会」に参画してもらい、情報の共有化と活動の進捗管理を行っています。
- ・ コンプライアンス意識の浸透状況を把握し、推進活動に役立てるため、「グローバル コンプライアンス意識サーベイ」を毎年実施し、その結果を当社グループ内で公開・共有するとともに、職場・職位別に分析して、次年度の施策に結びつけています。
- ・ 啓発活動の一環として、毎年「コンプライアンス研修」「Eラーニング」等を全社員に対して実施し、コンプライアンスへの意識を深め、意識の向上を図っています。

- ・ コンプライアンスに関わる問題点を早期に発見し、不正を未然に防止するため、国内及び海外に社内通報・相談窓口、社外通報・相談窓口を設置し、迅速に対応処理しています。
- ④ リスク管理体制の構築と運用
- ・ リスク管理における基本方針や体制等、YOKOGAWAグループのリスク管理に関する基本的事項を『リスク管理規程』として定め、その活動を円滑かつ効果的に推進しています。
 - ・ YOKOGAWAグループの各組織は、自律的なリスク管理活動の一環としてリスクを洗い出し、その重大度を、影響度及び発生可能性の面から評価するとともに、対応策を立案、実行しています。
 - ・ YOKOGAWAグループの各組織で重要と考えるリスクを収集し、「事業機会」、「コンプライアンス・危機事象」等の観点から分類するとともに、リスク管理委員会において、重点管理リスクの選定とモニタリング方法の決定を行い、取締役会に報告しました。
 - ・ 平成28年度(2016年度)は外部環境リスク、情報セキュリティリスク、国際税務リスク、危機管理リスク等をその重大度から重点管理リスクに選定し、それぞれのモニタリング方法に沿って活動の進捗を確認するとともに、その内容を取締役会等に報告しました。
- ⑤ 内部監査担当部署及び監査役による監査の実施
- ・ 内部監査担当部署は、四半期毎の監査により、各内部統制システム統括部署が、それぞれの重点指標を明確にし、指標の達成状況に応じてPDCAサイクルを回していることを確認しています。
 - ・ 監査役会は、当期の重点監査項目を「中期経営計画（Transformation 2017）の実現に向けた、主要な取り組みについての進捗状況の確認」及び「企業集団としてのコーポレートガバナンスの継続的な充実」と定めた年間活動に基づき、監査役監査を実施しています。
 - ・ 監査役は、取締役会議長、代表取締役社長をはじめ、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行っています。また、必要に応じて取締役、重要な使用人からヒアリングを行っています。
 - ・ 監査役会として、弁護士と顧問契約を継続しています。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは計測と制御と情報をテーマにより豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA人は良き市民であり 勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

また、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適當であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、企業理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様の視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことに加え、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応じていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に図っています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ企業行動規範』として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた『YOKOGAWAグループ内部統制システム』を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針のもと、平成19年6月27日開催の当社第131回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」について承認をいただき、その後、平成21年6月29日開催の当社第133回定時株主総会での継続導入の承認決議を経て、平成23年6月24日開催の当社第135回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件」（以下「本プラン」といいます。）の承認をいただきました。

当社は、平成26年6月25日開催の第138回定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境を前提とすると、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、平成26年5月13日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模な買付行為や買付提案を行おうとする者に対しては、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討に必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

- (4) 基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記(2)及び(3)の取組みを進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながれると考えていると同時に、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付行為や買付提案を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報及び時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記(2)及び(3)の取組みは基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 74,746 | 支払手形及び買掛金 | 31,363 |
| 受取手形及び売掛金 | 141,288 | 短期借入金 | 15,536 |
| 商品及び製品 | 11,738 | 未払金 | 11,340 |
| 仕掛品 | 8,218 | 未払法人税等 | 4,872 |
| 原材料及び貯蔵品 | 10,773 | 前受金 | 31,637 |
| 繰延税金資産 | 3,377 | 賞与引当金 | 14,625 |
| その他 | 16,286 | 工事損失引当金 | 4,417 |
| 貸倒引当金 | △2,622 | その他 | 23,116 |
| 流動資産合計 | 263,807 | 流動負債合計 | 136,909 |
| 固定資産 | | 固定負債 | |
| 有形固定資産 | | 長期借入金 | 29,024 |
| 建物及び構築物 | 47,248 | 繰延税金負債 | 5,763 |
| 機械装置及び運搬具 | 6,935 | 退職給付に係る負債 | 3,924 |
| 工具器具及び備品 | 5,880 | その他 | 2,360 |
| 土地 | 16,235 | 固定負債合計 | 41,073 |
| リース資産 | 411 | 負債合計 | 177,983 |
| 建設仮勘定 | 2,119 | 純資産の部 | |
| 有形固定資産合計 | 78,830 | 株主資本 | |
| 無形固定資産 | | 資本金 | 43,401 |
| ソフトウェア | 18,428 | 資本剰余金 | 54,494 |
| のれん | 16,842 | 利益剰余金 | 158,911 |
| その他 | 13,144 | 自己株式 | △1,409 |
| 無形固定資産合計 | 48,414 | 株主資本合計 | 255,397 |
| 投資その他の資産 | | その他の包括利益累計額 | |
| 投資有価証券 | 41,848 | その他有価証券評価差額金 | 10,450 |
| 繰延税金資産 | 2,133 | 繰延ヘッジ損益 | 2 |
| その他 | 5,659 | 為替換算調整勘定 | △8,286 |
| 貸倒引当金 | △194 | 退職給付に係る調整累計額 | △1,156 |
| 投資その他の資産合計 | 49,446 | その他の包括利益累計額合計 | 1,010 |
| 固定資産合計 | 176,691 | 非支配株主持分 | 6,107 |
| 資産合計 | 440,498 | 純資産合計 | 262,515 |
| | | 負債純資産合計 | 440,498 |

連結損益計算書

(自 平成28年 4月1日
至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 391,433 |
| 売上原価 | | 222,322 |
| 売上総利益 | | 169,111 |
| 販売費及び一般管理費 | | 137,502 |
| 営業利益 | | 31,608 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 557 | |
| 受取配当金 | 1,693 | |
| 持分法による投資利益 | 580 | |
| 雑収入 | 1,180 | |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 522 | |
| 支払手数料 | 360 | |
| 為替差損 | 286 | |
| 雑損失 | 1,435 | |
| 経常利益 | | 33,014 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 31 | |
| 投資有価証券売却益 | 1,803 | |
| 関係会社株式売却益 | 929 | |
| 段階取得に係る差益 | 648 | |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 7 | |
| 固定資産除却損 | 253 | |
| 投資有価証券売却損 | 8 | |
| 事業再編損 | 634 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 35,523 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,923 | |
| 法人税等調整額 | 45 | |
| 当期純利益 | | 26,553 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 794 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 25,759 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

横河電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 高 俊 幸^印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 弘 幸^印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴 之^印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横河電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金及び預金 | 16,180 | 支払手形 | 277 |
| 受取手形 | 934 | 買掛金 | 7,561 |
| 売掛金 | 19,202 | 短期借入金 | 7,291 |
| 商品及び製品 | 905 | 一年内返済予定長期借入金 | 10,088 |
| 仕掛品 | 1,905 | 未払金 | 8,461 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,572 | 未払費用 | 1,498 |
| 前払費用 | 1,274 | 未払法人税等 | 499 |
| 短期貸付金 | 26,416 | 預り金 | 321 |
| 未収入金 | 7,888 | 賞与引当金 | 4,104 |
| その他 | 1,345 | その他 | 2,668 |
| 貸倒引当金 | △3 | | |
| 流動資産合計 | 77,620 | 流動負債合計 | 42,772 |
| 固定資産 | | 固定負債 | |
| 有形固定資産 | | 長期借入金 | 29,112 |
| 建物 | 26,727 | 繰延税金負債 | 3,706 |
| 構築物 | 812 | その他 | 847 |
| 機械及び装置 | 369 | | |
| 工具器具及び備品 | 2,339 | 固定負債合計 | 33,667 |
| 土地 | 11,330 | 負債合計 | 76,440 |
| 建設仮勘定 | 998 | | |
| その他 | 376 | 純資産の部 | |
| 有形固定資産合計 | 42,956 | 株主資本 | |
| 無形固定資産 | | 資本金 | 43,401 |
| ソフトウェア | 15,534 | 資本剰余金 | 54,496 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,026 | 資本準備金 | 36,350 |
| 借地権 | 794 | その他資本剰余金 | 18,145 |
| その他 | 407 | 利益剰余金 | 66,519 |
| 無形固定資産合計 | 20,763 | その他利益剰余金 | 66,519 |
| 投資その他の資産 | | 固定資産圧縮積立金 | 1,262 |
| 投資有価証券 | 33,805 | 繰越利益剰余金 | 65,256 |
| 関係会社株式 | 55,895 | 自己株式 | △1,409 |
| 関係会社出資金 | 15,711 | 株主資本合計 | 163,007 |
| 関係会社長期貸付金 | 4,380 | 評価・換算差額等 | |
| 差入敷金保証金 | 142 | その他有価証券評価差額金 | 10,346 |
| 長期金融資産 | 2,308 | 評価・換算差額等合計 | 10,346 |
| その他 | 678 | | |
| 貸倒引当金 | △4,471 | 純資産合計 | 173,353 |
| 投資その他の資産合計 | 108,452 | 負債純資産合計 | 249,793 |
| 固定資産合計 | 172,172 | | |
| 資産合計 | 249,793 | | |

損益計算書

(自 平成28年 4月1日)
(至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|--------|--------|
| 売上高 | | 97,683 |
| 売上原価 | | 51,162 |
| 売上総利益 | | 46,520 |
| 販売費及び一般管理費 | | 52,437 |
| 営業損失 (△) | | △5,916 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 20,876 | |
| 諸施設賃貸収益 | 1,992 | |
| 為替差益 | 211 | |
| 雑収入 | 292 | |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 376 | |
| 諸施設賃貸費用 | 1,838 | |
| 支払手数料 | 301 | |
| 雑損失 | 478 | |
| 経常利益 | | 23,372 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | |
| 投資有価証券売却益 | 1,471 | |
| 関係会社株式売却益 | 1,369 | |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 3 | |
| 固定資産除却損 | 167 | |
| 投資有価証券売却損 | 8 | |
| 関係会社出資金評価損 | 1,786 | |
| 経常利益 | | 2,841 |
| 特別損失 | | 1,966 |
| 税引前当期純利益 | | 15,335 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △852 | |
| 法人税等調整額 | △14 | |
| 当期純利益 | | △867 |
| | | 16,202 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

横河電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 高 俊 幸^印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 弘 幸^印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴 之^印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横河電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

横河電機株式会社 監 査 役 会

| | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 常勤監査役 | 牧 野 | 清 | 印 |
| 常勤監査役 | 中 條 | 孝 一 | 印 |
| 社外監査役 | 穴 戸 | 善 一 | 印 |
| 社外監査役 | 山 下 | 泉 | 印 |

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

I. インターネットによる議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際してご了承ください事項

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成29年6月26日(月曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コード及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行(株)証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトのご利用方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日9:00~17:00)

II. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記I.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

メ 七

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 18 lines.

メ 七

A series of 18 horizontal dotted lines for writing.



横河電機株式会社

〒180-8750 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号

TEL 0422-52-5555

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすい
ユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

